

福島区区政会議委員公募手続事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福島区区政会議運営要綱第4条第2項に基づき、令和7年10月1日を任期の始期とする福島区区政会議の委員の公募手続の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成25年大阪市条例第53号）第2条第2項に定める区民等であること
- (2) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）で規定する「暴力団員」及び「暴力団密接関係者」でないこと

(募集人数)

第3条 募集人数は1名とする。ただし、選考の結果によっては、委員を選定しない場合がある。

(公募方法)

第4条 委員の公募にあたっては、区の広報誌等で広く周知する。

2 応募者に対しては、次の提出物を求めるものとする。

- (1) 申込書（申込者の住所・氏名・年齢・性別（任意）・電話番号を記載したもの）及び応募の動機（様式1）
- (2) 「福島区役所では、『お子さんからお年寄りまで誰にとってもこれからも住み続けたいまち』をめざして、区政に取り組んでいます。今後よりよいまちにするための提案・意見を以下のテーマを参考に自由に記載してください。（地域活動支援・防災・防犯・子育て・教育・健康・福祉・魅力発信）」という課題に対するレポート（様式2）

(選考を行う者及び選考の方法)

第5条 締切日までに応募に係る提出物を提出した者に対する選考は、福島区区政会議公募委員選考委員会を設置し行う。

2 選考の方法は、提出書類の審査とする。

(選考結果の通知)

第6条 選考の結果については、応募者本人に対し通知する。

附 則

この要領は、令和7年7月9日から施行する。